必要事項を記載して→＜FAX：050-3588-4418＞へお送り下さい。

ギルドギャラリー 利用仮申込書

（会場住所：〒540-0031　大阪市中央区北浜東1-33 広家ビル2階）

平成　　年　　月　　日

■申込者

ふりがな 氏名	
〒 住所	
連絡先　TEL 携帯電話 URL	FAX e-mail

■利用希望会期日程

第一希望：日程
第二希望：日程
第三希望：日程

■企画書・展覧会概要書 ※展覧会、作品について現段階でかける範囲で結構です。

作品ジャンル
作品テーマ・コンセプト
展示・仕上げ方法について
プロフィール

使用規定

第1条（用語の解釈）
以下の規定において使用される用語については、それぞれ次の通り定義する。
展示権：ギャラリーにて一定期間、独占的に作品を展示できる権利をいう。
上映会権：ギャラリーにて一定期間、独占的に作品を上映できる権利をいう。
イベント権：ギャラリーにて一定期間、独占的にイベントを行える権利をいう。

第2条（使用目的及び制限）
使用者は展示権、上映会権、イベント権を行使し作品等の展示、発表を行う事ができる。
上記目的以外にスペースを利用してはならない。

第3条（使用期間及び使用料金）
申込書に明記した内容とする。
基本機材使用料を含む。
ドリンク提供の場合１ドリンクチケットとして別途￥500-（税込）×入場者数を申し受ける。
基本機材：調光可能スポットライト／プロジェクター／CD・DVDプレーヤー／スピーカー
※その他必要機材は使用者の責において準備、負担とする。

第4条（使用申込、使用料の支払及び貸否の決定）
1. 申込書に御記入の上、申込金を添えて申込むとし残金は搬入日までに精算とする。
2. 申込金は30,000円とする。
3. ギャラリーの貸否は申し込み時、ギャラリー側が決定する。

第5条（解約）
1. 申込後の使用者都合での解約においては申込金の払戻はしないものとする。
2. 展示権、上映権、イベント権の譲渡、転売はお断りします。申込時に確認させて頂いた内容と違ったレンタル使用をした場合、中止させて頂きます。なお、使用料金の払戻はしないものとする。
3. 第7条第2項、第8条に違反しギャラリーに損害を与えた場合はレンタル使用を中止する。なお、使用料金の払戻はしないものとし別途実費を申し受ける。

第6条（善管注意義務）
会期中、作品展示物等の管理は使用者の責にて使用を行う。
※会期中は作家のできる限り在廊お願いします。

第7条（損害賠償）
1. 作品展示物等の汚損、盗難、火災などの不慮の災害の場合はギャラリーはその責を負いかねます。
2. ギャラリー内設備、什器備品及びギャラリー建物共用部分を損傷、紛失された場合は実費申し受ける。

第8条（上映作品）
1. 上映作品は使用者の責において著作者などすべての権利保有者に上映の許諾を得る。
2. 映像作品の上映における著作者などの権利者からの損害賠償などの権利トラブルについてギャラリーはその責を負いかねる。

第9条（作品等の販売）
作品やグッズ等の販売においてギャラリーの販売手数料は申込書に明記する。

第10条（特記事項）
1. DM（案内状）制作、チケット制作など必要に応じて別途見積もり。
2. DM送付などは原則利用者の責において行うものとする。
3. プレスリリースなどは要相談
4. 使用時間以外は、ギャラリー側で使用することがある。

第11条（信義則）
ギャラリーと使用者は、本規定に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、規定に定めなき事項および本規定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものする。